

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>福岡県交通対策協議会設置要綱</b> (昭和47年6月2日)</p> <p>(設置) 第1条 福岡県における交通対策について調査協議するとともに<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行う</u>ため、福岡県交通対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 <u>協議会は、次の業務を行う。</u> (1) 協議会は交通対策に関する重要事項について、調査協議する。 (2) <u>地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。</u> (3) <u>地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。</u> (4) <u>地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>(組織) 第3条 協議会は次の各号に掲げるところにより、知事が委嘱する委員をもって組織する。 (1) 学識経験を有する者 12人以内 (2) 県議会議員 9人以内 (3) 福岡市、北九州市の職員および市町村長 4人以内 (4) 運輸事業を営む法人の役職員および労働団体の代表者 <u>13人以内</u> (5) 関係行政機関の職員 6人以内 (6) <u>福岡県の職員</u> <u>2人以内</u></p> <p>(任期) 第4条～第7条(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>福岡県交通対策協議会設置要綱</b> (昭和47年6月2日)</p> <p>(設置) 第1条 福岡県における交通対策について調査協議するため、福岡県交通対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 協議会は交通対策に関する重要事項について、調査協議する。</p> <p>(組織) 第3条 協議会は次の各号に掲げるところにより、知事が委嘱する委員をもって組織する。 (1) 学識経験を有する者 12人以内 (2) 県議会議員 9人以内 (3) 福岡市、北九州市の職員および市町村長 4人以内 (4) 運輸事業を営む法人の役職員および労働団体の代表者 8人以内 (5) 関係行政機関の職員 6人以内</p> <p>(任期) 第4条～第7条(略)</p>

(福岡県バス対策協議会)

第8条 第2条に掲げる事業について専門的な調査、検討を行うため、協議会に「福岡県バス対策協議会」を置く。

2 福岡県バス対策協議会の協議結果をもって、協議会の結果とすることができる。

3 福岡県バス対策協議会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、企画・地域振興部交通政策課において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議を経て、会長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成10年10月26日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年12月21日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年10月6日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年〇月〇日から適用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画・地域振興部交通政策課において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議を経て、会長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成10年10月26日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年12月21日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年10月6日から適用する。